

広島県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十一年三月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三四、六〇六
広島市東区	三一、九八四
広島市南区	三七、〇九八
広島市西区	四九、〇三七
広島市安佐南区	五八、二四四
広島市安佐北区	四一、五〇五
広島市安芸区	二〇、八一八
広島市佐伯区	三六、一九四
呉市	六八、五〇九
竹原市豊田郡	一〇、九一六
三原市世羅郡	三三、三五四
尾道市	四一、六八八
福山市	一二四、八九二
府中市神石郡	一五、七六一
三次市	一六、〇五七
庄原市	一一、七五五
大竹市	八、二〇四
東広島市	四七、〇一二
廿日市市	三一、八〇三
安芸高田市	九、一〇六
江田島市	八、一五六
安芸郡	三一、六六二
山県郡	七、八七二